

建築基準法施行令第百十二条第十四項第一号、第百二十九条の十三の二第三号及び第百三十六条の二第一号に規定する建設大臣が定める構造方法を定める件（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
建築基準法施行令第百十二条第十四項第一号、第百二十九条の十三の二第三号及び第百三十六条の二第一号に規定する建設大臣が定める構造方法を定める件 平成四十八年十二月二十八日 建設省告示第二千五百六十三号	建築基準法施行令第百十二条第十四項第三号の規定に基づき、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する甲種防火戸又は乙種防火戸の構造の基準を定める件 昭和四十八年十二月二十八日 建設省告示第二千五百六十三号
建築基準法施行令（昭和二十五政令第三百三十八号。以下「令」といふ。）第百十二条第十四項第一号、第百二十九条の十三の二及び第百三十六条の二第一号の規定に基づき、防火設備の構造方法を、次のとおり定める。	建築基準法施行令（昭和二十五政令第三百三十八号）第百十二条第十四項第三号の規定に基づき、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する甲種防火戸又は乙種防火戸の構造の基準を次のように定め、昭和四十九年一月一日から施行する。
第一 令第百十二条第十四項第一号イからハまでに掲げる要件を満たす防火設備のうち、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動するものの構造方法は、建築基準法（昭和二十五法律第二百一号。以下「法」といふ。）第百二条第九号の二に規定する防火設備であるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。	第一 火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する甲種防火戸又は乙種防火戸（以下「防火戸」といふ。）の構造の基準は、次のとおりとする。
一 面積が三平方メートル以内のを常時閉鎖状態を保持する防火戸で、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するもの（以下「常時閉鎖式防火戸」といふ。）	
二 次のイからエまでに掲げる基準に適合する防火戸であるもの	

イ 随時閉鎖することができること。

ロ 直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。
ただし、当該戸に近接して当該通路に常時閉鎖式防火戸が設けられている場合においてはこの限りでない。

ハ 煙感知器又は熱煙複合式感知器、連動制御器、自動閉鎖装置及び予備電源を備えたものであること。

ニ 煙感知器又は熱煙複合式感知器は、次のイ及びロに掲げる基準に適合するものであること。

（イ） 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の二第一項の規定による検定に合格したものであること。

（ロ） 次に掲げる場所に設けるものであること。

（一） 防火戸からの水平距離が十メートル以内で、かつ、防火戸と煙感知器又は熱煙複合式感知器との間に間仕切壁等がない場所

（二） 壁（天井から五十センチメートル以上下方に突出したたれ壁等を含む。）から六十センチメートル以上離れた天井等の室内に面する部分（廊下等狭い場所であるために六十センチメートル以上離すことができない場合にあつては、当該廊下等の天井等室内に面する部分の中央の部分）

（三） 次に掲げる場所以外の場所

（イ） 換気口等の空気吹出口に近接する場所

（ロ） しんあい、微粉又は水蒸気が多量に滞留する場所

イ 煙感知器又は熱煙複合式感知器、連動制御器、自動閉鎖装置及び予備電源を備えたものであること。

ニ 煙感知器又は熱煙複合式感知器は、次に定めるものであること。

（イ） 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の二第一項の規定による検定に合格したもの又は建設大臣がこれと同等以上の性能を有すると認めるものであること。

（ロ） 次に掲げる場所に設けるものであること。

イ 防火戸からの水平距離が十メートル以内で、かつ、防火戸と煙感知器又は熱煙複合式感知器との間に間仕切壁等がない場所

ロ 壁（天井から五十センチメートル以上下方に突出したたれ壁等を含む。）から六十センチメートル以上離れた天井等の室内に面する部分（廊下等狭い場所であるために六十センチメートル以上離すことができない場合にあつては、当該廊下等の天井等室内に面する部分の中央の部分）

ハ 次に掲げる場所以外の場所

（イ） 換気口等の空気吹出口に近接する場所

（ロ） しんあい、微粉又は水蒸気が多量に滞留する場所

- (ウ) 腐食性ガスの発生するおそれのある場所
- (エ) 厨房等正常時において煙等が滞留する場所
- (ホ) 排気ガスが多量に滞留する場所
- (ニ) 煙が多量に流入するおそれのある場所
- (ハ) 結露が発生する場所

ホ 連動制御器は、次に定めるものであること。

- (一) 煙感知器又は熱煙複合式感知器から信号を受けた場合に自動閉鎖装置に起動指示を与えるもので、随時、制御の監視ができるもの
- (二) 火災による熱により機能に故障をきたすおそれがなく、かつ、維持管理が容易に行えるもの
- (三) 連動制御器に用いる電気配線及び電線が、次に定めるものであるもの
 - (イ) 昭和四十五年十二月建設省告示第十八百二十九号の二及び三に定める基準によるもの
 - (ロ) 常用の電源の電気配線は、他の電気回路（電源に接続する部分及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第七条第三項第一号に規定する自動火災報知設備の中継器又は受信機に接続する部分を除く。）に接続しないもので、かつ、配電盤又は分電盤の階別主開閉器の電源側で分岐しているもの

ヘ 自動閉鎖装置は、次に定めるものであること。

- (一) 連動制御器から起動指示を受けた場合に防火戸を自動的に閉鎖させるもの
- (二) 自動閉鎖装置に用いる電気配線及び電線が、三の（三）に定めるものであるもの

ト 予備電源は、昭和四十五年建設省告示第十八百二十九号第四号に定める基準によるものであること。

- (ウ) 腐食性ガスの発生するおそれのある場所
- (エ) 厨房等正常時において煙等が滞留する場所
- (ホ) 排気ガスが多量に滞留する場所
- (ニ) 煙が多量に流入するおそれのある場所
- (ハ) 結露が発生する場所

三 連動制御器は、次に定めるものであること。

- (一) 煙感知器又は熱煙複合式感知器から信号を受けた場合に自動閉鎖装置に起動指示を与えるもので、随時、制御の監視ができるものであること。
- (二) 火災による熱により機能に故障をきたすおそれがなく、かつ、維持管理が容易に行えるものであること。
- (三) 連動制御器に用いる電気配線及び電線は、次に定めるものであること。
 - イ 昭和四十五年十二月建設省告示第十八百二十九号の二及び三に定める基準によるものとすること。
 - ロ 常用の電源の電気配線は、他の電気回路（電源に接続する部分及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第七条第三項第一号に規定する自動火災報知設備の中継器又は受信機に接続する部分を除く。）に接続しないものとし、かつ、配電盤又は分電盤の階別主開閉器の電源側で分岐しているものであること。

四 自動閉鎖装置は、次に定めるものであること。

- (一) 連動制御器から起動指示を受けた場合に防火戸を自動的に閉鎖させるものであること。
- (二) 自動閉鎖装置に用いる電気配線及び電線は、三の（三）に定めるものであること。

五 予備電源は、昭和四十五年十二月建設省告示第十八百二十九号の四に定める基準によるものとすること。

第二 令第百二十二条第十四項第一号イからハまでに掲げる要件を満たす防火設備

のうち、火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖又は作動するものの構造方法は、法第二十一条第九号の二に規定する防火設備であるもので、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 常時閉鎖式防火戸であるもの

二 次のイからハまでに掲げる基準に適合する防火戸であるもの

イ 第一の一のイ及びロに掲げる基準

ロ 熱感知器又は熱煙複合式感知器と連動して自動的に閉鎖する構造のものにあつては、次の(一)から(四)までに該当するものであること。

(一) 熱感知器又は熱煙複合式感知器、連動制御器、自動閉鎖装置及び予備電源を備えたものであること。

(二) 熱感知器は、次に定めるものであること。

(1) 消防法第二十一条の二第一項の規定による検定に合格した熱複合式若しくは定温式のもので特種の公称作動温度（補償式（熱複合式のもの）のうち多信号機能を有しないものをいう。）のものにあつては公称定温点、以下同じ。）が六十度から七十度までのもの（ボイラー室、厨房等最高周囲温度が五十度を超える場所にあつては、当該最高周囲温度より二十度高い公称作動温度のもの）

(2) 第一の一の(一)のイ及びロに掲げる場所に設けるもの

(三) 熱煙複合式感知器は、次に定めるものであること。

(1) 消防法第二十一条の二第一項の規定による検定に合格したもののうち、定温式の性能を有するもので特種の公称作動温度が六十度から七十度までのもの（ボイラー室等最高周囲温度が五十度を超える場所にあつては、当該最高周囲温度より二十度高い公称作動温度のもの）

第二 火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する防火戸の構造の

基準は、次のとおりとする。

1) 熱感知器又は熱煙複合式感知器と連動して自動的に閉鎖する構造のものにあつては、次に定めるところによるものとすること。

一 熱感知器又は熱煙複合式感知器、連動制御器、自動閉鎖装置及び予備電源を備えたものであること。

二 熱感知器は、次に定めるものであること。

(一) 消防法第二十一条の二第一項の規定による検定に合格した熱複合式若しくは定温式のもので特種の公称作動温度（補償式（熱複合式のもの）のうち多信号機能を有しないものをいう。）のものにあつては公称定温点、以下同じ。）が六十度から七十度までのもの（ボイラー室、厨房等最高周囲温度が五十度を超える場所にあつては、当該最高周囲温度より二十度高い公称作動温度のもの）又は建設大臣がこれらと同等以上の性能を有すると認めるものであること。

(二) 第一の一の(一)のイ及びロに掲げる場所に設けるものであること。

三 熱煙複合式感知器は、次に定めるものであること。

(一) 消防法第二十一条の二第一項の規定による検定に合格したもののうち、定温式の性能を有するもので特種の公称作動温度が六十度から七十度までのもの（ボイラー室等最高周囲温度が五十度を超える場所にあつては、当該最高周囲温度より二十度高い公称作動温度のもの）又は建設大

- (四) 第一の二の(一)に掲げる場所に設けられたもの
- 四 連動制御器、自動閉鎖装置及び予備電源は、第一のホからトまでに定めるものであること。
- ハ 温度とコースと連動して自動的に閉鎖する構造のものにあつては、次の(一)から(三)までに該当するもの
- (一) 温度とコース、連動閉鎖装置及びこれらの取付部分を備えたもので、別記に規定する試験に合格したもの
- (二) 温度とコースが、天井の室内に面する部分又は防火戸若しくは防火戸の枠の上部で熱を有効に感知できる場所において、断熱性を有する不燃材料に露出して堅固に取り付けられたもの
- (三) 連動閉鎖装置の可動部部材が、腐食しにくい材料を用いたものであるもの

第三 令第百十二条第十四項第一号イ及びハに掲げる要件を満たす防火設備のうち、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動するものの構造方法は、建築基準法（昭和二十五年法律第一百号。以下「法」という。）第二条第九号の二に規定する防火設備であるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 常時閉鎖式防火戸であるもの
- 二 第一の二のイからトまで（ロを除く。）に掲げる基準に適合する防火戸であるもの

第四 令第百十二条第十四項第一号イ及びハに掲げる要件を満たす防火設備のうち、火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖又は作動するものの構造方法は、法第二条第九号の二に規定する防火設備であるもので、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

臣がこれらと同等以上の性能を有すると認めるものであること。

- (一) 第一の二の(一)に掲げる場所に設けるものであること。

四 連動制御器、自動閉鎖装置及び予備電源は、第一の三から五までに定めるものであること。

2 温度とコースと連動して自動的に閉鎖する構造のものにあつては、次に定めることによるものとすること。

- 一 温度とコース、連動閉鎖装置及びこれらの取付部分を備えたもので、別記に規定する試験に合格したものであること。

- 二 温度とコースは、天井の室内に面する部分又は防火戸若しくは防火戸の枠の上部で熱を有効に感知できる場所において、断熱性を有する不燃材料に露出して堅固に取り付けられるものとすること。

- 三 連動閉鎖装置の可動部部材は、腐食しにくい材料を用いるものとすること。

一 常時閉鎖式防火戸であるもの 二 第一の二のイ並びに第二の二のロ及びハに掲げる基準に適合する防火戸であるもの 別 記 試験方法 略 附 則 この告示は、平成十二年。月。日から施行する。	別 記 試験方法 略
---	----------------------------------